

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 平成二十九年度管理美容師資格認定講習会の指定 ○ 平成二十九年度管理美容師資格認定講習会の指定 ○ 保育士登録関係手数料の徴収事務の委託 ○ 土地改良区の解散 ○ 保安林の指定予定 ○ 保安林の指定施業要件の変更 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 平成二十九年度毒物劇物取扱者試験の実施 ○ 平成二十九年度登録販売者試験の実施 ○ 基本測量の終了 ○ 一般競争入札の実施
		担当課（室）	生活衛生課 子ども未来課 耕地課 治山課 道路整備課 医薬安全課 監理課 建築営繕課
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第二百七十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理
理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
理容所の衛生管理	十四時間

三 講習日程

第一日 平成二十九年九月十一日

第二日 平成二十九年九月二十五日

第三日 平成二十九年十月二日

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社

岡山県岡山市北区柳町二丁目一番一号

五 講習予定人員

三十名

六 受講料

一万八千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目二番二七号広島日興ビル六階

電話〇八二―二三六―一一五〇

◎岡山県告示第二百七十七号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

三 講習日程

第一日 平成二十九年九月十一日

第二日 平成二十九年九月二十五日

第三日 平成二十九年十月二日

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社

岡山県岡山市北区柳町二丁目一番一号

五 講習予定人員

百七十名

六 受講料

一万八千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目二番二七号広島日興ビル六階

電話〇八二―二三六一―一五〇

◎岡山県告示第二百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）に基づく保育士の登録の申請に対する審査並びに保育士登録証の書換え交付及び再交付に係る手数料（以下「保育士登録関係手数料」という。）の徴収の事務

二 委託した収入の種類

保育士登録関係手数料

三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都千代田区麹町一丁目六番地二 アーバンネット麹町ビル六階

登録事務処理センター事務所

五 委託の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、
土地改良区が次のとおり解散した。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

長船土地改良区

二 土地改良区の所在地

瀬戸内市長船町土師二九一

三 解散年月日

平成二十九年三月十五日

◎岡山県告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

和気郡和気町日室字南谷五三〇の一、五三〇の二、五三一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

倉敷市広江一丁目一七八、一七九の一、一八〇の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 加須山中帯江線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市加須山字有城地六六一番六地先から 倉敷市加須山字古中野二七〇番三地先まで	旧	四・〇 九・五	四三三・〇
倉敷市加須山字有城地六六一番六地先から 倉敷市加須山字古中野二七〇番三地先まで	新	六・八 四二・五	六五九・八
倉敷市加須山字五割三八六番四地先から 倉敷市加須山字八割六二八番二地先を経て 倉敷市加須山字古中野二七〇番三地先まで	新	四・〇 九・五	四三三・〇

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	県道
路線名	加須山中帯江線
区間	倉敷市亀山字五割三八六番四地先から倉敷市亀山字八割六二八番二地先まで
供用開始年月日	平成二十九年五月十二日

〔一五一〕毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する平成二十九年年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験日時

平成二十九年八月二十四日（木曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

総社市窪木一一一

公立大学法人岡山県立大学

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質、識別、貯蔵その他取扱方法

四 受験願書

試験を受けようとする者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）第六条の規定により、毒物劇物取扱者試験受験願書（以下「受験願書」という。）（岡山県保健福祉部医薬安全課及び県内の各保健所（支所を除く。以下「保健所」という。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページからダウンロードすることもできる。）一通（出願前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦六センチメートル、横四センチメートルの写真を受験願書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験願書受付期間

平成二十九年六月十六日（金曜日）から同月二十三日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所地を有する者で郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万七百二十円相当額の岡山県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

2 受験願書は、住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外に住所地を有する者は、次の場所へ直接提出することとし、郵便又は信書便による場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

3 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

4 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験願書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成二十九年九月十五日（金曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 受験について詳しいことは、最寄りの保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせること。

〔一五二〕医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定による試験を次のとおり実施する。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 試験日時

平成二十九年十一月一日（水曜日）午前十時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岡山市北区いずみ町二丁目一番三号

岡山県総合グラウンド体育館（ジップアリーナ岡山）

ただし、受験者数等の状況により試験場所を変更する必要がある場合は、受験票により受験者に通知する。

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験申請書類

試験を受けようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年岡山県規則第五号）第四条の規定による登録販売者試験受験申請書（以下「受験申請書」という。）（岡山県保健福祉部医薬安全課及び岡山県が設置する各保健所（支所を除く。以下「保健所」という。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページからダウンロードすることもできる。）一通（申請前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦五センチメートル、横四センチメートルの写真を受験申請書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験申請書受付期間

平成二十九年七月二十四日（月曜日）から同年八月四日（金曜日）まで（土曜日及

び日曜日を除く。)とする。ただし、県外に住所地を有する者で郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万四千二百円相当額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。

2 受験申請書は、保健所へ提出すること。

なお、県外に住所地を有する者は次の場所へ直接提出することとし、郵便又は信書便による場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

3 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

4 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験申請書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成二十九年十二月十二日（火曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 受験について詳しいことは、保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせること。

〔一五三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	終 了 年 月 日
岡山市北区北方地内、中井町地内、半田町地内、中井地内、芳泉地内、津島東地内、岡山市中区さくら住座地内、岡山市東区西大寺南地内、岡山市南区泉田地内、豊成地内、築港元町地内	基本測量（地理識別子整備業務）	平成二十九年三月二十四日

〔一五四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

平成二十九年五月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察本部庁舎建築工事（以下「本件工事」という。）

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び設計図書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成32年6月30日まで

(4) 履行場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

入札に参加することができる者は、共同企業体（3者で構成するものに限る。）であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

(1) 共同企業体の全ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。

イ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成9年岡山県告示第258号）に基づき建築一式工事に係る入札参加資格を有すると認められる者であること。

ウ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指

名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

エ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づき指名除外（以下「指名除外」という。）を受けていないこと。

オ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）が有効であること。

キ 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値（建築一式工事に限る。）が1,050点以上である者であること。

ク 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（建築一式工事に係るものに限る。）を有していること。

ケ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

コ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、次に掲げる義務を履行していない者（当該義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

サ 岡山県が発注した建築一式工事のうち、平成24年4月1日から平成27年12月31日までの間に完成させた工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点が63点以下でないこと。

シ 本件工事に係る設計業務等の受託者でないこと。なお、「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、株式会社日建設計大阪オフィス及び株式会社倉森建築設

計事務所をいう（スにおいて同じ。）。

ス 本件工事に係る設計業務等の受託者と資本面又は人事面において次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(7) 本件工事に係る設計業務等の受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(4) 代表権を有する役員が本件工事に係る設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

セ 当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上であること。

ソ 本件工事について2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体の代表者が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値（建築一式工事に限る。）が1,200点以上であること。

イ 当該共同企業体への出資比率が構成員中最大であること。

ウ 平成14年度以降に元請負人として、地上部分の階数（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第8号に規定する階数をいう。以下同じ。）が7以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造のうち2以上の構造を併用した構造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分に限る。以下同じ。）の免震建築物（免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成12年建設省告示第2009号）第1第3号に規定する免震建築物をいう。）で、1棟（廊下（開放廊下を除く。）でつながっているものは1棟とみなす。以下同じ。）の延べ面積（増築又は改築（従前の建築物を取り壊し、位置、用途、構造、階数及び規模が同程度のもを建てることをいう。以下同じ。）工事にあっては、当該部分の面積をいう。以下同じ。）が9,880平方メートル以上の新築、増築又は改築工事（平成14年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。なお、競争入札参加資格の

確認申請を行う時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の技術者（共同企業体の代表者が配置する監理技術者については3名までとし、その他の構成員が配置する主任技術者については各3名までとする。）を配置予定技術者として競争入札参加資格の確認申請を行うことができる。なお、この場合において、落札者となった者は、本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事の請負契約に係る議会の議決の時までに特定すること。

ア 本件工事の工事現場に、法第26条に規定する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置することができること。また、監理技術者は共同企業体の代表者が配置し、主任技術者はその他の構成員が構成員ごとに1人ずつ配置すること。

イ 配置予定技術者が競争入札参加資格の確認申請を行う時点において、本件工事以外の工事に監理技術者等として従事しているときは、当該従事中の工事に係る工期の終期が平成29年8月31日以前であること。

ウ 本件工事に配置する予定の技術者が、競争入札参加資格の確認申請を行う時点において、岡山県が行う入札以外の入札で配置する予定の技術者として当該入札への参加を行っている技術者でないこと。

また、本件工事に配置する予定の技術者を、本件工事の落札決定があるまでは、岡山県以外の者が発注する工事の配置予定技術者とすることはできない。

なお、岡山県が行う入札においては、配置予定技術者として競争入札参加資格の確認申請を行い参加できる入札案件は1人の技術者につき3件までに限る。また、岡山県が発注する本件工事以外の工事に本件工事と同一の技術者を配置予定技術者として競争入札参加資格の確認申請を行った場合（イに掲げる日までに監理技術者等を専任で配置することができる場合を除く。）において、本件工事以外の工事について先に落札決定があったときも、当該技術者を本件工事における配置予定技術者とすることはできない。

エ 本件工事に配置する予定の技術者が、法第7条第2号又は第15条第2号の規定により法第3条第1項に規定する営業所に専任で配置されている技術者でないこと。

オ 本件工事に配置する予定の技術者が、共同企業体のいずれかの構成員と本件工

事の競争入札参加資格の確認申請を行う日以前に3月以上の雇用関係があること。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、監理技術者にあつては、建築工業業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

キ 監理技術者は、平成14年度以降に監理技術者等として、地上部分の階数が4以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造のうち2以上の構造を併用した構造の建築物で、1棟の延べ面積が4,940平方メートル以上の新築、増築又は改築工事（平成14年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有しているものであること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ク 監理技術者等は、1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有している者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)イの資格を得ていないものは、平成29年6月1日（木）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に平成29年岡山県告示第167号（建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等）に基づき、申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手方法

岡山県土木部監理課のホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.okayama.jp/page/502463.html>

(2) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部監理課建設業班

電話 (086) 226－7463

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部都市局建築営繕課

電話 (086) 226－7508

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

平成29年5月12日（金）午前10時から同年7月11日（火）までに岡山県入札情報サービス（http://cals-eb.pref.okayama.jp/OKY/PPI_P/）からダウンロードすること。ただし、図面については、平成29年5月12日（金）から同年7月11日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時（同年5月12日（金）においては午前10時）から午後4時まで、次の場所で貸与する。

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課警察本部庁舎建設室

(3) 入札書及び入札価格の内訳書の提出方法等

ア 提出期間

平成29年7月12日（水）午前9時から午後4時まで

ただし、郵送若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）による場合の受領期限は、同月11日（火）午後4時とする。

イ 提出方法及び場所

次の場所に持参又は郵送等により提出すること。

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部都市局建築営繕課

電話 (086) 226－7508

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札の日時

平成29年7月12日（水）午後4時30分

イ 開札の場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部会計課分室（県庁地下）

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を平成29年5月12日（金）から同年6月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時（同年5月12日（金）においては午前10時）から午後4

時までには、入札説明書に定める技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を平成29年6月27日（火）から同年7月12日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までに4（1）の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

6 落札者決定基準

(1) 入札を適正に行った者に対しては、標準点を与え、さらに、技術資料等の内容に応じ、次の評価項目及び評価基準により加算点を与える。なお、標準点は100点（岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日施行）に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る額の入札価格で入札を行った者については、55点）とし、加算点の最高得点数は45点とする。

総合評価は、標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価項目	評価基準	配点
品質管理に係る技術的所見	具体的な品質管理方法が適切であり、工夫が見られる。	17
施工に関する課題に係る技術的所見	具体的な施工計画が的確であり、工夫が見られる。	5
現場の条件への対応	現場の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を的確に踏まえており、対処方法に工夫が見られる。	23

(2) 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第137条第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い入札者を落札者とする。

ただし、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領に基づき、調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者がある場合は、当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる

おそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

岡山県財務規則第133条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は岡山県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

ア この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した入札参加資格のない者とした入札

イ 申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした者とした入札

ウ 技術資料等を提出しない者とした入札

エ この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した条件に違反した入札

オ 岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

- (4) 手続における交渉の有無
無

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との

随意契約により締結する予定の有無

無

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 申請書等及び技術資料等の提出された書類は、返却しない。

ウ 入札価格の内訳書の金額の合計（消費税及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、当該入札者を失格とする。

エ 本件工事の契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡山県条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経なければならないため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者決定から議会の議決を経るまでの間に、共同企業体の構成員のうちいずれかが、指名停止、指名除外若しくは営業停止命令を受けたとき、更生手続等開始の申立てがなされている者となったとき又は本件入札に関し岡山県談合情報対応マニュアル（平成7年6月1日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。

8 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Construction work of Okayama Prefectural Police Headquarters Government Building

(2) Contract period :

From contract date through 30 June, 2020

(3) Submission Deadline for Application Forms and Qualifying Documents :

4:00 P.M. 13 June, 2017

(4) Submission Deadline for Technical Documentation and Relevant Documents :

4:00 P.M. 12 July, 2017

(5) Tender form submission deadline :

Tenders submitted in person between 9:00 A.M and 4:00 P.M. 12 July, 2017.

Tenders submitted via post by 4:00 P.M. 11 July, 2017.

(6) Date and time for unsealing of tenders :
4:30 P.M. 12 July, 2017

(7) Inquiries Relating to Tender Documentation :
Buildings and Maintenance Division, Urban Development Bureau, Department
of Public Works, Okayama Prefecture,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
Tel : (086) 226-7508